

議案第 9 1 号

小田原市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 6 9 号。以下「法」という。）の適用を受けて行う農地及び農業用施設の災害復旧事業その他これらに付随して行う災害復旧事業（以下この条及び次条において「災害復旧事業」という。）に要する経費に充てるため、災害復旧事業により特に利益を受ける者から地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 4 条の規定に基づき分担金を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

第 2 条 市は、災害復旧事業に要する経費に充てるため、当該災害復旧事業の対象となる農地の所有者若しくは使用収益権に基づき当該農地を耕作する者又は農業用施設の所有者であって、市に当該災害復旧事業の実施に係る申請を行ったものから分担金を徴収する。

(分担金の額)

第 3 条 分担金の額は、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

(分担金の納期限)

第 4 条 分担金を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その通知の日から起算して 3 0 日を経過した日とする。

(延滞金)

第 5 条 分担金を納期限までに納付しない者に対しては、小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和 3 8 年小田原市条例第 3 5 号）の定めるところにより延滞金を徴収する。

(分担金の減免)

第 6 条 市長は、天災その他特別の事情がある場合は、分担金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

事業	分担金の額
法の適用を受けて行う農地及び農業用施設の災害復旧事業（以下「法適用事業」という。）であって当該法適用事業に要する費用（以下「復旧費用」という。）の額が1,000万円を超えるもの	復旧費用の額に100分の5を乗じて得た額に60万円を加算した額又は復旧費用の額から法適用事業に係る補助金に相当する額を差し引いて得た額のいずれか少ない額
法適用事業であって復旧費用の額が1,000万円以下のもの	復旧費用の額に100分の10を乗じて得た額に10万円を加算した額又は復旧費用の額から法適用事業に係る補助金に相当する額を差し引いて得た額のいずれか少ない額
法適用事業に付随して行う災害復旧事業	当該事業に要する費用の額に100分の10を乗じて得た額

備考 この表に定めるところにより計算して得た額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日 提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

市が災害による被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業を実施するに当たり、復旧費用の一部をその所有者等から分担金として徴収するため提案するものであります。